

令和2年4月21日

報道機関各社 御中

連絡先

課係名 財務課、職員課
電話番号 0598-53-4315、53-4330

1 発表事項

庁舎・職員に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

2 内容

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、次のとおり取り組みを行います。

1. 各職員による感染予防の取り組み

- (1) 毎朝、出勤前に体温測定を実施し、体調の確認を実施する。
※発熱など体調不良の場合は速やかに所属長に申し出る。
- (2) 石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒を徹底する。
- (3) 窓口業務等に従事する職員は、マスクを着用する。
- (4) 私生活においても、人込みへの不要不急の外出を控える。特に、特定警戒都道府県等への訪問は自粛するとともに、当該地域から帰省する親族等がある場合は、帰省を控えるよう呼び掛ける。

2. 各職場における感染予防の取り組み

- (1) 職場の換気を適切に行う。
- (2) 窓口カウンター、階段の手すり、ドアノブなどを定期的に消毒（清拭）する。
- (3) 窓口に飛沫感染防止用の透明ビニールカーテン等を設置する。
- (4) 間隔を空けた窓口、待合スペース等の配置に変更する。
- (5) 庁舎の出入口、各窓口に手指消毒用アルコールを設置する。
- (6) 会議・出張などは、重要かつやむを得ないものを除き、中止又は延期する。

3. 職員同士の接触機会を低減するための取り組み

- (1) 勤務時間の弾力的運用（時差出勤、土・日勤務への振替）
職員同士の接触機会を低減するとともに、公共交通機関の混雑緩和の観点から、時差出勤及び週休日（土曜日・日曜日）に勤務時間を割り振るなどの取り組みを行う。
※各職場の業務状況に応じて、各所属長の判断で実施。
- (2) 執務場所を別棟等へ一部分散化（サテライト化）
職員同士の接触機会を低減するため、一部職員を別室や別棟で勤務させる取り組みを行う。
※各職場の業務状況に応じて、各所属長の判断で実施。

- (3) 休憩時間の分散化（昼休憩時間の交代取得、食堂以外のスペースの開放）
昼休憩時に地下食堂での密集を避けるため、正午から午後1時までとなっている休憩時間を、午前11時～午後2時までの間で1時間とし、交代で休憩する。また、市役所本庁舎5階正庁を正午から午後1時まで休憩場所として開放する。
- (4) 在宅勤務等の実施
窓口業務以外で、個人情報の持ち出しがないなど、在宅による業務遂行が可能と所属長が判断した場合には、在宅での勤務等を認める。
※各職場の業務状況に応じて、各所属長の判断で実施。
- (5) 年次有給休暇の取得奨励
業務遂行に支障のない範囲で、年次有給休暇を交代で取得し、出勤職員数を少なくする。
※各職場の業務状況に応じて、各所属長の判断で実施。

4. その他の取り組み

- (1) 職員の出勤停止措置
感染症拡大防止のため、下記の場合は、職員の出勤を停止させ、特別休暇を与え、自宅待機等とします。
 - ① 職員又は同居するその親族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や濃厚接触者として保健所等より自宅待機を求められた場合（必要な期間）
 - ② 職員又は同居するその親族等に37.5度以上の発熱等の風邪症状が見られ感染が疑われる場合（必要な期間）
 - ③ 職員又は同居する親族等が勤務する職場や通学する学校等において、新型コロナウイルス感染者が確認され、当該親族等が感染者と濃厚接触していると認められる場合（14日間）
- (2) 小学校等の臨時休業に伴う措置
新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行うため職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、特別休暇を与える。